

熊本市長 大西 一史 様

2020年4月21日

不要不急の事業は見直し、新型コロナウイルス感染症対策を抜本的に拡充し、  
速やかに実施するための緊急申し入れ

日本共産党熊本地区委員会

委員長 重松 孝文

日本共産党熊本市議団

上野 美恵子

那須 円

3月にWHOがパンデミックを表明し、世界的にも例を見ない大流行となっている新型コロナウイルス感染症は、日本でも4月7日には全国の主要7都府県において緊急事態宣言が出されました。その後、更に感染拡大がすすみ、4月17日には全都道府県において緊急事態宣言が出される状況となりました。本市においても、患者数は日々増え、感染は拡大傾向にあります。4月から日本共産党市議団として「新型コロナウイルス感染症に関するアンケート」を行ってきましたが、そこには市民の切実な声が寄せられています。心配される感染爆発や医療崩壊を止めるためにも、さまざまな分野における自粛を避けることはできず、そのためにも「自粛と一体になった補償」をきちんと行っていくことが重要です。

また、自粛による経済の落込みはリーマンショックをはるかに上回る規模になることも予測されます。地域経済を守り、終息後引き続き速やかに景気を回復させていくためにも、落ち込んだ消費や収益への補てんを速やかに行うとともに、事業継続のためにも継続的な支援を確実に行っていくことが必要です。特に、昨年10月の消費税10%増税によって大きな打撃を受けていた地域経済に、新型コロナウイルス感染が追い打ちをかけていることから、消費税5%への減税をはじめとする消費喚起につながるような支援を行っていくべきです。

雇用の面では、自粛によって真っ先に雇用の場を無くしている、収入が減っているパート・アルバイト・派遣などの非正規労働者の雇用と暮らしを守ること、多様な働き方が広がる中でフリーランスへの支援もきちんと行っていくことが求められます。

外出自粛・休業要請などによって、直接・間接に損失が出ているすべての個人と

事業者に対して、生活と営業が持ちこたえられる補償をスピーディーに実施していきけるよう、国と自治体が力を合わせて取り組んでいく必要があります。そのために、本市としても全力で取り組んでいただくよう求めるものです。

とりわけ本市においては、市全体の事業について、急ぐべきものか、必要なものを改めて検証し、不要不急の事業については中止・休止し、求められる新型コロナウイルス感染症対応への特段の措置を実施するために抜本的な財政措置を講じることを要望いたします。

以上のような理由から、以下の点について早急に取り組んでいただくようお願いいたします。

### **【重点要望】**

- 1、 不要不急の事業はいったん中止・休止し、新型コロナウイルス対策への財源措置を抜本的に拡充すること。
- 2、 1人10万円の給付金の速やかな支給を求めるとともに、「自粛と補償は一体に」の立場で、継続的な補償のための持続化給付金の支給を行うよう国へ求めること。
- 3、 事業の中止・縮小を余儀なくされている介護事業所や障がい者施設の減収について全額補償するよう国へ求めること。
- 4、 感染症病床確保のための支援を抜本的に拡充するとともに、医療現場に不足している医療用マスク・シールド・防護服・消毒液・人工呼吸器等の材料・機器の必要数確保に国が責任をもってあたるよう国へ求めること。
- 5、 PCR検査体制拡充への支援を行うとともに、抗体検査の早期導入をすすめるよう国へ要望すること。
- 6、 相談窓口拡充のためにも、1カ所に減らされている保健所を各区への設置に拡充し、医療・保健分野への人員配置を拡充すること。
- 7、 外出自粛要請によってDVや子どもの虐待が増加しています。相談・支援体制を拡充するとともに、緊急避難先を確保すること。
- 8、 日頃厳しい状況で暮らしている母子・父子世帯に対し、3～5万円の給付金を支給すること。
- 9、 新型コロナウイルス感染症対策にかかるワンストップ相談窓口を設置するとともに、総合的な支援ガイドブックを作成すること。

## 【各分野の要望】

- 1、 感染爆発、医療崩壊を止めるために、以下の点を国へ緊急に要望すること。
  - (1) 雇用調整助成金は、賃金の8割（上限30万円）まで引き上げ、速やかに支給すること。
  - (2) 「地方創生交付金」を2倍以上に拡充すること。
  - (3) 消費税5%への減税を速やかに実施すること。
- 2、 大量のPCR検査に対応できるようにするために、機器や人員配置を引き続き拡充すること。
- 3、 患者を充分受け入れができるような医療機関への支援と軽症者受け入れのためのホテル等確保を速やかに行うこと。医療機関に必要な医療材料・機器が整えられるよう支援すること。
- 4、 コロナ対策の緊急融資の利子補給は、3年でなくすべて無利子とすること。
- 5、 生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）については、過去の未返還があっても貸し付けること。総合支援資金は、失業のみでなく、国が示す基準に沿って収入が激減した人も対象とすること。
- 6、 他都市の独自支援策を参考にできることは直ちに実施すること。
  - (1) 埼玉県川口市は売り上げの減少に対し、一律10万円の小規模事業者への市独自支援金給付を決めています。静岡県御殿場市では、休業店舗へ最大100万円の独自補償を行います。本市においても、売り上げが減少している小規模事業者への独自支援や、休業店舗への独自補償を実施すること。
  - (2) 山梨県富士吉田市は、全市民に一律1万円の「コロナ撲滅支援金」支給を発表しました。本市においても、国の一律支援金に独自の上乗せを行い、市民の窮状を救済すること。
  - (3) 福岡市などが実施することとしている、緊急事態宣言の期間中、休業要請に対し時短営業や休業に協力した事業者への家賃等の固定費助成を、本市においても実施すること。
  - (4) 青森市や別府市などのように、就職の内定取り消しや離職を余儀なくされた人を対象にした会計年度任用職員雇用など、緊急雇用対策事業に取り組むこと。
  - (5) 神戸市では、新型コロナウイルス感染症の影響で住いを失った人に、1年という期間限定で市営住宅を提供します。本市においても、やむなく住いを無くした人に対し、緊急的に市営住宅を提供すること。
  - (6) 大阪府堺市などのように、全世帯・全事業を対象に水道料金の減額を実施すること。

- 7、 国民健康保険について
  - (1) 傷病手当を支給するとともに、すべての傷病へ支給を広げること。
  - (2) 収入減少世帯における保険料の減免・免除を速やかに実施すること。
  - (3) 東京立川市は決まっていた国民健康保険料の引上げを中止しました。市民の窮状に鑑み、本市においても保険料を引き下げること。
- 8、 4月7日に発出された厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染防止のための生活保護業務等における対応について」に基づき、生活保護の運用を改善すること。
  - (1) 生活保護の医療券の取扱いについては、直接福祉事務所窓口に出向くことなく診療が受けられるような取扱いとすること。
  - (2) 速やかに保護決定を行うとともに、事務連絡が示す車の保有や事業にかかわる資産等の保有も認める対応を行うこと。
  - (3) 保護費の窓口支給をやめて、金融機関振り込みへと変えること。
  - (4) 保護費の返還については、一時中止する。
  - (5) 住宅扶助費については必要に応じ特別家賃を支給すること。
  - (6) 事務連絡に基づく保護の運用改善について、各福祉事務所へ徹底すること。
- 9、 休校にかかる学校での子どもの預かりについては、必要な家庭が利用できるよう柔軟な対応をすること。
- 10、 子どもたちが安心して速やかに病院にかかれるようにするためにも、子ども医療費助成制度の自己負担を撤廃すること。
- 11、 市奨学金の返済猶予期間をさらに延長するとともに、給付型奨学金を創設すること。
- 12、 アルバイトが減ったり、なくなったりしている学生への生活支援を行うこと。
- 13、 小児救急の重要な拠点である地域医療センターが看護師の感染により「患者受け入れ停止」となっているので、医師会と協議し、小児救急対策を講じること。
- 14、 孤独死が心配される一人暮らし高齢者の見守りができる地域の体制づくりに取り組むこと。

以上